

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇規則 鳥取県福祉生奨学金貸与規則の一部改正
鳥取県二級建築士免許及び受験手数料規則の一部改正
- ◇告示 建築基準法に基づく区域の指定
道路の位置指定
- ◇選管告示 地方自治法に基づく選挙権を有する者の五十分の一の数等
- ◇敘任及び辞令 藤井政雄外

規則

鳥取県福祉生奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年五月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第二十七号

鳥取県福祉生奨学金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県福祉生奨学金貸与規則（昭和二十七年六月鳥取県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の但書を加える。

但し、母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第三百五十号）第二条に規定する「配偶者のない女子」の子弟を除く。

附 則

この規則は、公布の日から施行し昭和二十八年四月一日から適用する。

鳥取県二級建築士免許及び受験手数料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年五月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第二十八号

鳥取県二級建築士免許及び受験手数料

規則の一部を改正する規則
鳥取県二級建築士免許及び受験手数料規則（昭和二十五年十月鳥取県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。
第三条中「五百円」を「六百円」に改める。

告示

鳥取県告示第二百一十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十二條の規定に基づく区域を昭和二十八年四月十五日次のように指定した。

昭和二十八年五月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取市のうち一部

その区域を表示した図面は鳥取県庁土木部建築課及び鳥取市役所において縦覧に供する。

鳥取県告示第二百一十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八条の規定により次のとおり道路の位置を指定した。

昭和二十八年五月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 申請人の住所氏名 鳥取市東品治町五七 徳田訓三
- 一 指定場所 鳥取市東品治町一二一番ノ四、一二二番ノ一、一二三番、一二六番ノ一、一二六番ノ六、一二五番ノ一
- 一 道路の延長 五〇メートル
- 一 道路の中員 四メートル
- 一 図面 省略

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三三三号

地方自治法第七十四条第四項及びこれを準用する規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は次のとおりである。

昭和二十八年五月六日		鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸	
鳥取県において選挙権を有する者の総数の	五十分の一の数	六、九一七	岩美郡
	三分の一の数	一一五、二七一	八頭郡
鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一一、六九八	一一、〇四六	気高郡
	一一、九三二	二七、〇二七	東伯郡
米子市		一一、七一一	西伯郡
		八、四五三	日野郡

叙任及び辞令

部長及び次長級の部

新

現

職

名

氏

名

民生部長	岩美地方事務所長	事務吏員	藤井政雄
東部地方事務所長	兼気高地方事務所長	上根政幸	
中部	地方課長	椋根貞男	
西部	東伯地方事務所長	各務武雄	
	兼日野地方事務所長		

東部地方事務所次長	八頭地方事務所長	西部	東部地方事務所次長	八頭地方事務所長	西部
課長級の部	東部	西伯	東部	八頭	西部
課長級の部	課長級の部	課長級の部	課長級の部	課長級の部	課長級の部

新

現

職

名

氏

名

総務課長	総務課長	事務吏員	総務部長事務取扱
地方課長	事務課長	事務吏員	村田敬次郎
河港課長	事務課長	事務吏員	土木部長事務取扱
東部地方事務所総務課長	岩美地方事務所総務課長	事務吏員	竹内正雄
民生課長	八頭地方事務所総務課長	事務吏員	尾嶋繁顯
民生課長	岩美地方事務所財務課長	事務吏員	田中辰雄
山林課長	気高地方事務所総務課長	事務吏員	森岡愛吉
農地課長	兼福祉課長	事務吏員	坂口福藏
中部地方事務所総務課長	八頭地方事務所総務課長	事務吏員	中本建治
民生課長	兼福祉課長	事務吏員	福田清
民生課長	東部地方事務所福祉課長	事務吏員	山根保
経済課長	気高地方事務所経済課長	事務吏員	

中部地方事務所山林課長	東部地方事務所経済課長	技術吏員	小林光雄
農地課長	東部地方事務所	事務吏員	伊藤富雄
西部地方事務所総務課長	西伯地方事務所総務課長	事務吏員	船木万壽雄
民生課長	兼福祉課長	事務吏員	窪田嘉彰
経済課長	兼福祉課長	事務吏員	山本春信
山林課長	林務課林業指導係長	事務吏員	田中春繁
農地課長	日野地方事務所経済課長	事務吏員	手嶋孝道
涉外課長	西伯地方事務所涉外課長	事務吏員	西尾邦太郎
日野支所長	日野地方事務所総務課長	事務吏員	中島邦太郎
兼福祉課長	兼福祉課長	事務吏員	沖江亀治
東部地方事務所	東部地方事務所	事務吏員	岸田辰治
総務課長	東部地方事務所総務課長	事務吏員	山根誠四郎
課税課長	気高地方事務所財務課長	事務吏員	小倉俊男
中部地方事務所	岩美地方事務所経済課長	事務吏員	平野勘一郎
総務課長	鳥取地方事務所	事務吏員	坂田董九郎
課税課長	東部地方事務所財務課長	事務吏員	増井庄市
西部地方事務所	米子地方事務所	事務吏員	妹尾善夫
総務課長	米子地方事務所	事務吏員	三好義治
課税課長	日野地方事務所財務課長	事務吏員	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 印 所 縣

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。
本県においては県民の皆様の日常生活に
関係ある重要な条例、規則、規程等をこの
公報に登載して公布しております。
国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日
講讀料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円
申込先 鳥取県総務部総務課